

## お知らせ

**声で広報をお届けします**  
 市内にお住まいの目の不自由な方に、「広報あきたかた」の内容をカセットテープに録音した「声の広報」を届けています。利用料は無料です。  
**手話・要約筆記の支援者を派遣します**  
 耳や言語に障害のある方のコミュニケーションを支援するために、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。  
 ※営利目的の場合や、支援が通年又は長期にわたる場合は派遣できません。

## 年金

**国民年金の届出・手続きを必ず行ってください**  
 三ツ年金事務所 ☎0824・622・3107  
 国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届出を忘れると、将来受け取る老齢基礎年金の年金額が少なくなったり、受けられなくなる場合があります。

## 8月の休日・夜間の救急医療

■高田地区休日夜間救急診療所  
 (J A 吉田総合病院) (吉田町)  
 平日 17:00～翌朝8:30  
 日・祝日 8:30～翌朝8:30  
 【内科・外科】☎42-0636  
 ※JA 吉田総合病院の今年の8月15日(お盆休み)は通常業務です。  
 ■おおはた産婦人科 (吉田町)  
 8/10(日) 9:00～18:00  
 【産婦人科】☎42-0067  
 ※都合により変更になる場合があります。出かける前に医療機関へお問合せください。

## 高齢者相談

暮らしの心配ごと相談会  
**【吉田人権会館】※予約不要**  
 8月7日(木)・8月21日(木) 10:00～15:00  
**【たかみや人権会館】※予約は、相談日の5日前まで**  
 8月12日(火)・8月26日(火) 18:00～20:00  
 いずれも、18:00～20:00  
**【巡回無料弁護士相談会】**  
**【吉田人権会館】※予約は、7月24日(木)から**  
 8月12日(火) 13:00～16:00  
**【甲田人権会館】※予約は、8月12日(火)から**  
 8月28日(木) 13:00～16:00  
**【安全相談】**  
 危険管理課 ☎42-5625

## 市の人口

総人口・・・30,182人 (30,590人)  
 男・・・14,546人 (14,750人)  
 女・・・15,636人 (15,840人)  
 世帯・・・13,184戸 (13,176戸)  
 ■平成26年7月1日現在  
 ※( )の数字は、前年同月数値

## 8月の納税

市・県民税2期 国民健康保険税第3期  
 納期限：9月1日  
**夜間納付窓口**  
 開設日 8月28日 (17:15～19:00)  
 開設場所 安芸高田市役所税務課  
**健康相談**  
 保健医療課 ☎42-5633  
 ※平日8:30～17:15  
**消費生活相談**  
 ☎42-1143  
 水・金曜日 9:30～16:30  
**障害者相談**  
 消費生活相談員 ※水・金曜日以外は危機管理課で対応  
**児童・母子家庭相談**  
 子育て支援課 ☎47-1283  
**高齢者支援センター**  
 ☎47-1281  
**児育・母子家庭相談**  
 子育て支援課 ☎47-1283  
**健康相談**  
 保健医療課 ☎42-5633  
 ※平日8:30～17:15  
**消費生活相談**  
 ☎42-1143  
 水・金曜日 9:30～16:30  
**障害者相談**  
 消費生活相談員 ※水・金曜日以外は危機管理課で対応  
**安芸高田市障害者基幹相談支援センター**  
 ☎47-1080  
 相談支援事業所もやい  
 清風会つばみ ☎45-2320  
 ☎47-2092  
**広島県小児救急医療電話相談**  
 子どもの急な病気について、休日や夜間にアドバイスを受けられます。  
 ●受付 毎日19:00～翌8:00

**お知らせします。2つの給付金。**

子育て世帯臨時特例給付金  
 臨時福祉給付金

**申請はお済みですか？**  
 申請期間は7月1日から10月1日までです  
 総務課 ☎42-5611  
 子育て支援課 ☎47-1283

被扶養配偶者の方の収入が増えたとき  
 会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している方の第2号被保険者の方の収入が増えたとき、国民年金の第2号被保険者になり、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。  
**【被扶養配偶者の方の収入が増えたとき】**  
 会社などに勤めて、厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第2号被保険者になっていきます。  
**【会社を退職したとき】**  
 厚生年金や共済組合に加入している方は、国民年金の第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。  
**【被扶養配偶者の配偶者が退職したとき】**  
 配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。  
 ※第3号被保険者の方が離婚したときにも第1号被保険者になるための手続きが必要です。

●国民年金に加入するとき、加入者の種別がかわるとき

事項	国民年金の権利
20歳になったとき	年金未加入→第1号被保険者
会社を退職したとき	第2号被保険者→第1号被保険者
第3号被保険者のパート収入が増えたとき、配偶者が退職したとき、離婚したとき	第3号被保険者→第1号被保険者

被扶養配偶者の方のパート収入などが130万円以上になったときは、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。  
**【被扶養配偶者の配偶者が退職したとき】**  
 配偶者の方が退職して、厚生年金や共済組合の加入者でなくなると、それまで国民年金の第3号被保険者だった方は、被扶養配偶者でなくなり、第1号被保険者になりますので、市役所に「国民年金被保険者種別変更届」を提出します。  
 ※第3号被保険者の方が離婚したときにも第1号被保険者になるための手続きが必要です。

**およろこび**

吉田町 中元 勝己 (男) 吉井 葵汰 (男) 桜田 眞也 (男) 福永 愛里 (女) 野田 拓己 (男)	天清 彩夕 織 (女) 八千代町 前直 希 (男) 高宮町 西島 夢翔 (男) 川崎 千輝 (男)	高橋 真希 (女) 谷川 莉衣 奈 (女) 泉 奈心 (女) 甲田町 下小城 結愛 (女) 森 政舞 衣 (女)	岡田 直陽 幸梨 (女) 田川 直陽 幸梨 (女) 岡光
--	--	--	------------------------------------

敬称略

**おくやみ**

吉田町 (相合) 吉田 アキエ 84歳 (相合) 廣實 ユキ子 92歳 (上入江) 橋本 進 79歳 (上入江) 市原 泰成 53歳 (多治比) 大田 孝二 65歳 (多治比) 廣本 操 91歳 (山手) 田坂 チヨコ 104歳 (吉田) 富本 フサコ 90歳 (常楽寺) 船津 琢 76歳 (桂) 渡邊 俊憲 87歳	八千代町 (上根) 谷口 博 89歳 (上根) 溝田 弘 81歳 (下根) 叶丸 ハツエ 98歳 美土里町 (横田) 六信 勇 89歳 高宮町 (佐々部) 難波 順莊 79歳 (佐々部) 迫田 コヨシ 85歳 (佐々部) 荒木 増雄 97歳 (房後) 佐藤 健熙 81歳	(船木) 日原 ユキエ 97歳 (原田) 巳岡 ツキエ 92歳 甲田町 (上小原) 大杉 康弘 60歳 (上小原) 行友 スエ子 97歳 (上小原) 西村 留五郎 86歳 (高田原) 米田 アサ子 85歳 (上甲立) 高岡 ハナヨ 94歳 (上甲立) 井上 保子 90歳 向原町 (坂) 吉川 カズ子 89歳	(坂) 崎岡 典男 82歳 (坂) 今井 利巳 67歳 (戸島) 田中 ソエ子 82歳 (戸島) 是貞 コシミ 102歳 (有留) 有坂 正男 98歳 (有留) 望月 邦江 90歳
---	---	--	---

敬称略  
 ※このおよろこびとおくやみは掲載を承認された方のみ掲載しています。市外で届けられた方で名前の掲載を希望される方は、政策企画課☎42-5612までご連絡ください。

**お詫びと訂正**  
 広報あきたかた7月号10ページの一時預かり・病後児預かり事業の記事の電話番号に誤りがありました。申し訳ありませんでした。お詫びするとともに、訂正致します。  
 (誤) ☎42-4921  
 (正) ☎42-2941

## 相談・その他

行政相談日(8月)  
 国の機関へ苦情や意見などがあつたら  
 総務課 ☎42-5611  
**【美土里会場】**  
 11日(月) 10:00～12:00  
**【高宮会場】**  
 16日(土) 10:00～15:00  
**【甲田会場】**  
 25日(月) 13:30～15:30  
 市役所甲田支所  
**【吉田会場】**  
 吉田(7日、21日)は暮らしの心配ごと相談会と併設です。